

久米島町公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、下記業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 委託名 久米島町LINE公式アカウント連携システム構築業務
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託場所 久米島町字比嘉2870番地
- (4) 期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (5) 提案上限額 2,123,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定方式

公募型プロポーザル方式により選定し、応募資格は次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 本委託に関係するシステム等の技術的内容を熟知し、町と円滑に協議が可能な知識及び能力を有する技術者を配置できる者。
- (2) システム障害等があった場合、迅速に対応できるサポート体制が整えられる者。
- (3) 沖縄県及び久米島町において指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 応募する法人及びその役員が、久米島町暴力団排除条例（平成23年久米島町条例第17号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 提案するシステムが他自治体において導入実績を有すること。
- (8) 個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じることができる者であること。

4 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類①から④を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。

なお、町の令和5年・6年入札参加有資格者名簿に登録された者は、次の①から④の書類を省略することができる。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ② 個人にあつては、身分証明書
- ③ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
- ④個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

5 質疑・応答

- (1) 提出方法 （様式5）質問票に質問事項を記入の上、メールにて提出すること。電話での質問には応じない。

【メールアドレス】 densan@town.kumajima.lg.jp

【件名】（LINE）質問票送付

- (2) 提出期限 令和6年5月10日午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 総務課
- (4) 回答方法 令和6年5月13日 本町ホームページにて回答を公開する。

6 参加申込の手続き

- (1) 提出書類

内容	備考
参加申込書（様式1）	1部
会社概要（任意様式）	1部
「4 応募資格」①～④	1部※該当者のみ
見積書【導入費用】（任意様式）	1部 様式なし 消費税を含めた額とすること。 ユーザー数は10とすること。
見積書【運営費用(月額)】（任意様式）	1部 様式なし 消費税を含めた額とすること。 R6年度数量は10月とすること。
業務実績（様式2）	1部 類似システム導入自治体直近3か年のものを5件程度記入すること。

誓約書（様式3）	1部
仕様確認書（様式4）	1部

- (2) 提出期限
令和6年5月16日 午後5時 郵送必着
- (3) 提出方法
メールに提出する。
- (4) 提出先
総務課（「11 本件問い合わせ先」参照）
- (5) 参加結果通知
内部審査結果を参加表明提出を提出した提案業者へ通知する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

内容	備考
企画提案書任意様式	8部

(2) 企画提案書作成方法

仕様書を熟読の上、下記の項目について図や画面イメージなどを用いてわかりやすく簡潔に記載すること。

※枚数制限なし。プレゼン時間はデモを含み40分以内とすること。

タイトル	内容
①会社概要	会社の概要等
②システム概要	システムの全容、導入自治体等
③機能紹介	機能全容、機能毎の説明等
④利用者(町民)視点の操作性	リッチメニュー画面の案、画面の見やすさ、入力のしやすさ、誤った申請内容の取消や修正のしやすさ等
⑤管理者(職員)の機能	機能全容、機能毎の説明等
⑥管理者(職員)視点の操作性	画面の見やすさ等
⑦利用者(町民)⇔管理者(職員)のやりとり	ケース別のコミュニケーション例の紹介等
⑧セキュリティ	情報漏洩を防止するためのセキュリティ対策やサーバの保管、SLA等
⑨導入スケジュール	企画、設計、運用、職員研修等
⑩サポート内容、体制	職員からの疑義対応、操作サポート

	等
⑪独自提案	利用者、管理者双方の利便性向上、友だち数増加に資するアイデア・ノウハウ、データ分析等
⑫デモ	実演（企画提案書の事前提出なし）

(3) 提出期限

令和6年5月31日午後5時 郵送必着

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。

(5) 提出先

総務課（「11 本件問い合わせ先」参照）

8 審査及び選定

(1) 日時 令和6年6月4日 午前

(2) 方法 本町が準備するオンライン会議システム(Webex)

(3) 選定方法

全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、選考委員会による審査を行い、受託候補事業者及び次点事業者を選定する。選定結果は概ね1週間以内に文書により通知し、本町ホームページにて公表する。なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

(4) 最低基準点

合計点数744点のうち、520点を満たないものは失格とする。

(5) プレゼンテーションおよびデモストレーション

①プレゼンテーションおよびデモストレーションの時間は1提案事業者当たり40分以内（デモ含む）、質疑は20分以内とする。

②説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。

9 留意事項

(1) 提出書類の取扱い

①提出された全ての書類は、返却しない。

②提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。

③提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

④町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

⑤企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

(2) 情報の公開及び提供

町は、企画提案者から提出された企画提案書等について、久米島町情報公開条例（平成18年久米島町条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

やむを得ない事情により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本町に請求することはできない。

10 スケジュール

公告日現在におけるスケジュールは次のとおり。

内容	スケジュール
公告	令和6年5月7日（火）
実施要項等の配布	令和6年5月7日（火）から 5月10日（金）午後5時まで
質問書の受付	令和6年5月7日（火）から 5月10日（金）午後5時まで
質問回答書の公表	随時行う。 令和6年5月13日（月）までにすべての回答を公表する。
参加申込書等の受付	令和6年5月16日（木）午後5時まで
企画提案書等の提出	令和6年5月31日（金）午後5時まで
企画提案書の審査（プレゼンテーション）	令和6年6月4日（火）（予定）
審査結果の発表	令和6年6月5日（水）（予定）
契約締結	令和6年6月7日（金）（予定）
供用開始	令和6年6月28日（金）（予定）

11 本件問い合わせ先

〒901-3193

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

総務課 島袋

電話 098-985-7121

F A X 098-985-7080

メール densan@town.kumejima.lg.jp